

平成31年1月
第56号

事務所通信

えん



所 感

新年明けましておめでとうございます。

平成31年の新春を皆様におかれましては健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。また、顧問先の皆様、関係者の皆様には、日頃より温かいご理解とご協力を賜り心よりお礼を申し上げます。

昨年の政治・経済は、6月に史上初の「米朝首脳会談」開催、米国中間選挙で民主党が下院を奪還、また、11月にはEU首脳会議で「英国離脱案合意」など、今後の世界経済に大きな影響を与えるであろう出来事が相次ぎました。一方、2月の平昌冬季五輪や6月のサッカーW杯などで日本選手の活躍が目立つ1年でもありました。

また、日本国内においては、森友学園を巡る財務省決裁文書改竄問題や、アマチュアスポーツにおける問題、さらには年末には日産自動車のカルロス・ゴーン会長の逮捕など、多方面で「ガバナンス」が問題になりました。

その年を代表する漢字として「災」が選ばれたように、異常気象が原因と思われる各地での風水害や大阪・北海道での地震が相次いで発生し、各地に大きな被害をもたらしました。

高齢化に伴う労働人口の減少がさらに進む中、多くの企業が「AI」の進歩と「働き方改革」の両立を目指す中で、「平成」が終わり、新たな時代を迎えようとしています。

今年はどのような年になるのか。平成31年(2019年)10月1日から消費税は10%になり、軽減税率が導入されるのは概ね間違いないようです。昨年末発表された平成31年度の税制改正大綱では、今年の消費税増税を前提とした各種の施策が新たに設けられました。

家計の消費の下支えとなるように、車体課税の抜本的見直しと、住宅ローン減税の強化により減税となります。住宅ローン減税はこれまでの10年間から13年間へと延長されます。

教育資金贈与や結婚・子育て資金贈与の非課税措置も延長されることとなりますが、受け取る側の子・孫の合計所得金額が1,000万円を超える場合は対象から外すなど対象が限定されることとなります。

他にも事業承継税制について一層強化が図られ、「個人事業者」の事業承継を促すために、10年間限定で事業用資産に関する「納税猶予」の制度が新設されました。引き続き事業承継は重点項目といえます。

さて、今年の干支は「亥」・・・イノシシで連想する言葉と言えば「猪突猛進」です。目標に向かってまっしぐらに突進していく、そんな勢いのある年にしていきたいと思います。本年も職員一同、誠意努力を行っていく所存でありますので、何卒宜しく願い申し上げます。

税制改正について

～中小企業向け所得拡大促進税制～

消費税率の引上げ・新しい元号への切替等、事務担当者にとっては慌ただしい一年が始まりました。年末には平成 31 年度の税制改正大綱も発表されましたが、これは次回にお知らせする事にし、ここでは適用しやすくなった中小企業向け所得拡大促進税制を取り上げていくことにします。

中小企業向け所得拡大促進税制

<適用年度>

平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
開始事業年度に適用

<適用要件>

① 給与支給総額が前事業年度以上であること

基準年度との増加要件が撤廃されました。

従来は給与総額が基準年度(平成 24 年度)より 3%以上増加していることが要件でしたが、前事業年度との給与支給総額の比較になりました。

このことにより、前事業年度より給与支給総額が増加しているにも関わらず、基準年度より少ない為に該当しなかった法人も適用できるようになりました。

② 継続雇用者給与等支給額が前事業年度より 1.5%以上増加していること

これまでは前事業年度と適用事業年度の平均給与と支給額で比較していましたが、計算方法が簡略化され前事業年度との比較になりました。また、継続雇用者の枠組みも簡素化されわかりやすくなりました。



上記①②の要件を満たせば

<税額控除>

- ・前事業年度からの給与支給増加額の 15%の税額控除が受けられます。
- ・同様に②の増加率が 2.5%以上の場合は、その他の条件を満たせば 10%の上乗せ措置(合計 25%)が受けられます。

2～3 年前から建設中の倉庫や工場を多く見かけるようになりました。税制改正による節税対策として企業の設備投資がすすんでいるのだと思います。反面、個人の所得はどうでしょう。所得拡大促進税制は中小企業に従業員の賃上げを促すための税制です。適用条件が緩和され使いやすくなっていますので、検討してみるのも良いと思います。

川口 雅子

日経新聞を読んで

景気

・経営者が占う 2019 年度・

主要企業の経営者に 19 年度の景気見通しを聞いたところ、実質国内総生産の前年度比伸び率は平均 0.9%となり、緩やかに成長が続くと予想された。

「個人消費と設備投資の牽引力が拡大する」と内需が成長を主導するとし、新天皇即位による 10 連休も「個人消費の刺激要素」になると期待する経営者もいる。

ただ、成長ペースは緩やかになるとの見方が多いようだ。19 年に始まる日米物品貿易協定交渉にて、農業や自動車分野で輸出関税が強化されれば、景気後退のリスクが高まる。加えて、19 年 10 月に消費税が 8%から 10%へと引き上げられる。増税は一定のマイナス懸念はあるとされるも、自動車や住宅の減税措置によって、消費への影響は限定的と期待する声もある。

中長期的には消費税増税は必須である。社会保障改革と財政健全化により、現役世代の不安を解消して経済活性化に繋げていき、予想を上回る 19 年度の成長率を期待したい。

中島 良典



所得税について

～住宅ローン控除～



今年の10月1日に消費税の増税が実施されるにあたり、高額な自動車や住宅などの駆け込み購入が予測されます。

過去2度の増税時には、増税の前後で駆け込みによる売上増加と反動による売上減少が発生したというデータがありました。このような問題の対応として昨年12月に公表された税制改正大綱のなかで消費税増税対策として、増税後に購入する自動車に対し自動車税などを減額する内容や住宅ローン控除の適用期間を現在の10年から13年に延長するなどの改正内容が示されています。そこで今回は住宅ローン控除の内容と改正について解説したいと思います。

1. 現行の住宅ローン控除について

住宅ローン控除（正しくは住宅借入金等特別控除）とは、個人が住宅ローン等を利用して、マイホームの新築、取得又は増改築等をした場合で一定の要件を満たすときにその取得等に係る住宅ローン等の年末残高の一定額をその年の所得税額から控除することが出来る。現在8%の消費税が課される住宅を取得した場合、住宅ローンの年末残高の1%（上限40万）を10年間にわたり所得税から控除することが出来る。



2. 住宅ローン控除の改正について

昨年末に公表された税制改正大綱において、今年10月に予定されている消費税の10%への引き上げ後の住宅購入等を支援するため、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に入居した場合を対象に住宅ローン控除の期間を3年間延長することとした。10年目までは現行制度と同様に計算し、11～13年目は購入価格の消費税2%分の範囲で減税するよう計算される。

3. 消費税の経過措置について

通常取引であれば、消費税の額は引き渡し時点の税率により決定します。しかし、住宅の場合は契約から引き渡しまで長期間を要するケースが多く、注文住宅であれば数ヶ月かかるのが通常です。引き渡し日により税率が変わってしまうとなると駆け込みによる問題が発生するかもしれません。このため、住宅については増税の半年前（平成31年3月31日）までに契約したものについては、仮に引き渡しが増税後になったとしても増税前の税率を適用できることとされています。

住宅ローン控除の改正の他にも消費税増税対策として、すまい給付金の引き上げや住宅取得資金の贈与税非課税枠の引き上げなどが決定しています。

川島 隆寛

青い空と心の風景から

わたしは私に出逢う為
自分を見つける
旅に出る
本当のわたしに
出逢えたら
笑いながら話すんだ
今はとても
しあわせですよ
なな

【杉本 敦美 作品集より】

人事労務について

この季節に! 注意したいこと

新しい年を迎えましたが、中小企業の経営者の皆さまは、依然と「人手不足」を感じているのではないのでしょうか？

中小企業においては、来春入社の新卒者の確保には苦勞しているところも多いのではないかと思います。採用内定者に対しては、入社までの期間も企業側から積極的なフォローを行うようにしましょう。合わせて、社会人として心がまえを身につけさせたり、仕事への意欲を高めたりする取り組みも大切です。

貴重な人材を逃さないようにしましょう。

また年度末にかけては、業務が集中し、長時間労働になりやすいことを踏まえ、特定の社員に仕事が偏ることを避けるため、業務の割振り方を一度見直すことはいかがでしょうか。労働時間の管理が不適切だと、後になって労使間のトラブルに

発展することがありますので注意が必要です。近年、労働条件や社会保険の加入等に関するトラブルも増えています。契約内容をしっかりと確認・整備しておくことが大切です。

年度末の3月は、人の異動が多くなる時期です。退職者が出た場合は、社会保険・労働保険の切換え・資格喪失等の関連事務を的確に行うとともに、業務の引継ぎや、社員証、制服など会社の貸与物の回収手続きも忘れずに行いましょう。

多忙なシーズンに突入しますと、睡眠不足やストレスによる体調不良から日常生活や業務に支障をきたしますから、社員には節度のある行動と各自で健康管理を心掛けるように注意を促しておきましょう！

森 理英子

~3つの節税ポイント~

今回は法人税の節税について書いてみたいと思います。法人税の節税については様々な方法があります。今回は比較的实现可能な3つの方法を取り上げたいと思います。

1. 役員給与の見直し

役員給与は損金に算入することができ、税金を減らす効果があります。つまり、役員給与を多くすればするほど会社の節税となります。ただし、損金に算入するためには「定期同額給与」にするというルールがあります。役員給与は毎月同じ金額を支出することによってのみ、損金算入が認められています。また、役員給与を多くすることにより、会社の法人税は節税となりますが、役員個人の所得税・住民税は負担が増加しますので、法人税と所得税・住民税のバランスを考えることも必要です。

2. 在庫の評価見直し

在庫は、原則として「取得原価」で評価しますが、一定の場合は評価減が認められています。在庫の評価減をすることにより「棚卸資産評価損」という経費を計上することができ法人税の節税となります。在庫の評価減が認められる条件は次のとおりです。

- ① 災害による損傷
- ② 季節商品で、今後通常の価額で売れないもの
- ③ 型式・性能・品質が著しく異なる新商品の発売により今後通常の価額で売れないもの
- ④ 破損・型崩れ・たなざらし・品質変化等により通常の方法で売れないもの

3. 固定資産の整理

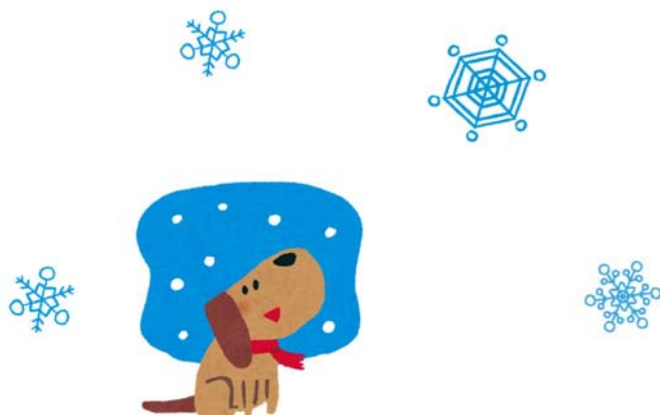
決算書に計上されている固定資産で、実はすでにないものやあるけれど使っていないものは、廃棄・売却・除却の処理をすることにより利益を減らすことができます。

以上、節税ポイントについて書いてみました。

また、節税には良い節税と悪い節税があります。良い節税とは、その年の法人税を減らすことができ、かつ将来の法人税の負担も増えない節税です。悪い節税とは、法人税を支払うのがいやだからといって経費を使ってしまう節税です。特に次の利益を生み出さない経費を使っての節税はその場しのぎとなってしまいますので避けるべきです。

会社は、投資をする→利益を生み出す→税金を支払う→残った利益をまた投資するといったサイクルで運営されています。節税を上手に使って会社のサイクルを円滑に運営していくことが大切です。

成田 佑





エクセル活用術

～給与計算をエクセルで行う～

項目	計算式	備考
時給	a	
労働時間	b	
残業時間	c	
基本給	d=a*b	
残業代	e=ROUND(a*c*0.25,0)	※1円未満は四捨五入
課税対象支給額	A=d+e	
非課税交通費	B	
総支給額	C=A+B	
健康保険 厚生年金保険	D(都道府県の保険料額表参照)	※保険料率の改定や標準報酬月額の変更がない限り一定
雇用保険料	E=ROUND(C * 0.003, 0)	※一般の事業の負担率:3/1000
社会保険料計	D+E	
課税対象額	F=A-(D+E)	
所得税	G(源泉徴収税額表 参照)	※課税対象額Fに対する税額
住民税	H(特別徴収額決定通知書参照)	
差引支給額	C-(D+E)-(G+H)	

※黄色セル … 計算式

端数の処理には ROUND 関数を使うと便利です。

ROUND (数値, 桁数) … 数値を指定した桁で四捨五入します。
(0 の場合、小数点以下を四捨五入)

ROUNDUP (数値, 桁数) … 数値を指定した桁で繰上げます。

ROUNDDOWN (数値, 桁数) … 数値を指定した桁で切り捨てます。

山本 亜希子



著者 : 山下 誠司

発行所 : ダイヤモンド社

定価 : 1,500 円 (税別)

おすすめの一冊

「年収1億円になる人の習慣」

「能力」の差は、小さい。「努力」の差は、大きい。「継続」の差は、とても大きい。「習慣」の差は、いちばん大きい。この本では、継続し、習慣とすることで大きな成果を得ることができるということが書いてあります。誰でもできるけれど、誰もやっていない習慣こそが「年収1億円への習慣」となります。

成田 佑

年次有給休暇の取扱いが変わります

この度の働き方改革関連の労働基準法の改正により、残業期間の上限規制や同一労働・同一賃金の規定などいろいろと変更がありました。これらの改正の施行日は、業種や大企業・中小企業の区分によりほとんどの改正項目で異なりますが、年次有給休暇の改正については、どの業種でも大企業・中小企業に関わらず、平成31年4月1日から施行することとなっています。

従来の年次有給休暇の与え方は、取得の権利がある従業員から請求があった場合に与えなければならないというものです。上記施行日以降は、年次有給休暇の取得促進を図る観点から、事業主は1年間に10日以上（下記注1参照）の年次有給休暇がある全ての従業員に対して、5日以上の年次有給休暇を与えなければならないこととなります。この5日以上の年次有給休暇は、従業員の希望も踏まえて、時季を指定して与える必要があります。

この時季指定義務のある5日以上の年次有給休暇は、従業員が自発的に取得した日数や計画付与などで与えられた有給休暇があれば、それらの休暇を含めて1年間で5日以上（下記注2参照）となっていれば規定を満たしたことになります。また、半日単位の年次有給休暇を取得した場合は、0.5日として5日の中にカウントできますが、時間単位の年

次有給休暇は5日の中にカウントすることはできません。

もともと、入社6ヵ月未満で年次有給休暇を取得する権利がない従業員や、一部の短時間労働者などで権利はあっても1年間で10日未満しか付与されていない従業員は、この規定の対象外となります。

対象となる従業員に年5日以上の年次有給休暇を確実に取得させるためには、事業主がその取得状況を把握する必要があります。そのため、従業員の年次有給休暇取得状況を記録した「管理簿」の作成が義務付けられます。また、この管理簿には、従業員毎に取得日数、取得日、年次有給休暇を付与する基準日などを記録し、3年間の保存が義務付けられます。ただし、この年次有給休暇管理簿は、労働基準法第109条に規定する重要な書類には該当しないこととなっています。

注1. 1年間に10日以上（注2参照）の年次有給休暇がある人とは、前年の繰越分は含めずにあくまで当年度の付与日数が10日以上ある人が対象です。

注2. 前年の繰越分を消化した場合でも、当年度の期間中に消化したものであれば、5日の中にカウントすることはできます。

レシピ

少ない材料で！

材 料

【プリン】

砂糖・・・50g
牛乳・・・400cc
卵（L）・・・2個
塩・・・少々
バニラエッセンス・・・少々

【カラメルソース】

砂糖・・・50g
水・・・大さじ3
（3回に分けて
加えます）

おやつプリン

作り方

【カラメルソース】

1. 砂糖 50g に大さじ 1 の水を加え火にかけ、混ぜないでじっと観察...
2. 茶色に変化してきたら、静かに大さじ 1 の水を入れ鍋を揺する。
3. さらに大さじ 1 の水を入れ全体になじめば完成！

【プリン】

1. 耐熱ボールに砂糖と牛乳を入れ、600wのレンジで3分程度あたためる。
2. 卵を割り塩を少々加える。丁寧に混ぜる。
3. 卵とあたためた牛乳を混ぜ、目の細かいざるで2回ほど濾す。
4. 耐熱容器に分けて入れる。
5. 蒸し器で強火で4分程度、火を消してそのまま8分置く。
6. 粗熱が取れたら、冷蔵庫で冷やす。

カラメルソースをお好みでかけて食べてください。

青木 純子



健康のためにやってみよう！

～鍼灸治療～

寒さで体が強張る季節になりましたね。

仕事柄 肩こりが慢性化していて首回りが重く、どうにかしたい！と思い、初めての鍼(はり)治療を体験してきました。まず、先生は私の手首に触れて「夜寝るの遅いでしょう？」とおっしゃいました。寝不足が脈に出ているとのこと。

脈の打ち方で日頃の不摂生が分かってしまうなんて…(笑)

治療は、足や背中を温めながら先生が体の凝っている部分にはりを打ってくれます。そして「かっさ」(天然石や隕石でできたプレート)で背中や肩を擦りこりをほぐしていくのですが、これが気持ちいいこと。

治療中に眠ってしまう方がいるのも納得です。

治療後はゴリゴリだった首まわりがスッキリして肩が軽くなり、足元もポカポカと温かく、全身の血流がよくなったような感じがしました。

体が本来持っている自然治癒力を整えて免疫力を上げる という東洋医学の考えでは、食事と睡眠という基本的な事をとても大切にしています。体を温める物を食し、正しい時間に質の良い睡眠を取る事が自然治癒力を高めるためにとても重要だという事を教えて頂きました。私もこれを機に生活を見直してみようと思います。



今回治療していただいた治療院

漢方・鍼灸 明明堂様

TEL:0276-25-5575

今泉 典子



新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

年が明けてまだ間もないですので、今回はかしこまったお話ではなく気楽なお話にしたいと思います。といっても毎回それほどかしこまった話などしておりませんが。

先月、県内のとある高校で「高校生のための法律教室」と題して少しだけ講義をさせていただきました。講義などと申し上げるのはおこがましい限りですが、契約やクレジットカードについてDVDを使ったりクイズを出したりして行いました。短い時間でしたがとても楽しい時間でした。

その法律教室でのクイズをここで少し再現してみることにします。ぜひ大人の皆様もチャレンジしてみてください。

＜問題＞ 次の中で、契約といえるものには○、契約とはいえないものには×をつけてください。

①	休日に友達と映画に行く約束をする	
②	コンビニでICカードを使ってお菓子を買う	
③	旅行先で荷物をコインロッカーに預ける	
④	街頭でテレビ局のアンケートに答える	
⑤	部活動のチームで全国大会に出場すると宣言する	

それでは早速答え合わせ・・・の前に、契約とは何かについて少しだけお話しします。

契約は申し込みと承諾という意思表示が合致することによって成立します。これにより当事者にはそれぞれ、債権（つまり権利）と、債務（つまり義務）が発生します。そして債権と債務には法的な拘束力が伴います。

これらを踏まえると、②③は申し込みと承諾があり契約が成立します。いっぽう、①は約束ではあるものの権利や義務が発生するわけではなくたとえ守らなかったとしても法的拘束力は働きません。ただし今後の友人関係には影響するかもしれません。④⑤も同様に債権債務の関係ではありません。

よって、解答は以下のとおりとなります。

① × ② ○ ③ ○ ④ × ⑤ ×

ところで、この高校生のための法律教室ですが、群馬司法書士会で10年以上前から継続して行っている事業で、本業以外の活動で私が最も力を入れて取り組んでいきたいと思っているのですが、数年ぶりに私が講義を担当いたしました。準備をしていったのでそれほど緊張することはなかったのですが、日々教壇に立って講義する学校の先生ってすごいな、と改めて尊敬した次第です。

司法書士 米澤 智子

湯ったり！寄ったり！行っぺんべ！！

みなかみ町

「仙岩温泉 ・ 鈴森の湯」

関越自動車道水上 I.C から国道 291 号線を水上温泉方面に向かう。道の駅を過ぎて、三叉路を 270 号線猿ヶ京温泉方面に入って行きます。関越自動車道の下をくぐるとすぐに「仙岩温泉」の看板のある駐車場が右手にあります。I.C から約 15 分ぐらいです。



建物は比較的新しく、休憩室やロッカーも、日帰り温泉施設としては小さいながら良く整備されています。

お風呂は内風呂と露天風呂からなっております。内風呂は 2 つあります。1 つは小さめですが、源泉掛け流しで源泉温度そのままということですが、かなりぬる湯です。浴槽の深さは 110 cm ぐらいあり、腰をかけてゆっくり入ることができます。もう 1 つは、加温されたお湯で、かなり広めの作りになっています。

露天風呂は森深く、阿能川に面し、新緑・紅葉・雪景色とすべての季節で「みなかみ」の景色を楽しみながら入浴できます。特に、雪が降る中に入る雪見風呂は、何とも言えない風情があります。露天風呂まで少し距離があるのが気になるところです。

お湯は若干のとろみがある感じで、ローションに浸かっているような湯感があります。無色透明で 2,000 万年前の地層から湧き出している源泉だそうです。

住所：群馬県利根郡みなかみ町阿能川 1009-2

TEL：0278-72-4696

時間：午前 10:00～午後 9:00

料金：750 円

定休日：第 2・第 4 水曜日（冬季は変更あり
要確認してください）

泉質：カルシウム硫酸塩泉 PH8.2

効能：高血圧・動脈硬化・糖尿病・皮膚病・
筋肉痛他



時間をかけて、ゆっくり、のんびり入浴してつるつる美肌の湯を堪能してください。

森 富夫

税務カレンダー

1 月

- ☐ 源泉所得税の納付 【1月10日(木)まで】
- ☐ 納期の特例を受けている場合の源泉所得税の納付 【1月21日(月)まで】
- ☐ 給与支払報告書の提出 【1月31日(木)まで】
- ☐ 固定資産税の償却資産に関する申告書の提出
【1月31日(木)まで／期限の早い市町村があるので注意しましょう】
- ☐ 11月決算法人の確定申告 【1月31日(木)まで】
- ☐ 5月決算法人の中間(予定)申告 【1月31日(木)まで】

- ・ 年末調整の結果による過不足税額の精算や年末商戦用に仕入れた商品などの支払いが重なることが多いので資金繰りを確認しましょう。
- ・ 受け取った年賀状は住所録等と突き合わせ、住所、役職などに変更がないかをチェックしましょう。

2 月

- ☐ 12月決算法人の確定申告 【2月28日(木)まで】
- ☐ 6月決算法人の中間(予定)申告 【2月28日(木)まで】
- ☐ 固定資産税の第4期分の納付 【各市町村の指定日まで】
- ☐ 平成30年分贈与税の申告・納付の受付開始
【2月1日(金)から3月15日(金)まで】
- ☐ 平成30年分所得税の確定申告・納付の受付開始
【2月15日(金)から3月15日(金)まで】

- ・ 確定申告開始です。住宅ローン控除や医療費控除などの御相談は森会計担当者までどうぞ。

3 月

- ☐ 平成30年分所得税、贈与税の確定申告及び納付 【3月15日(金)まで】
- ☐ 1月決算法人の確定申告 【4月1日(月)まで】
- ☐ 7月決算法人の中間(予定)申告 【4月1日(月)まで】

- ・ 3月決算法人では、決算日当日の在庫の实地棚卸、現金・手形等の調査を行ってください。
- ・ 社員の家族では、進学・卒業の有無等をチェックします。移動がなければ、家族手当の変更、扶養控除等(異動)申告書の提出を受けましょう。



ひとこと

明けましておめでとうございます。

年末、手芸番組で作り方を見ながら、初めて羊毛フェルトのぬいぐるみ作りに挑戦しました。それが表紙のウリ坊です。専用の針でザクザクと羊毛を刺して形を作る過程が楽しかったです。 依田一恵

森・白澤・米澤合同事務所

税理士法人 森会計事務所
森 弘毅 公認会計士事務所
白澤貴夫 社会保険労務士事務所
米澤智子 司法書士事務所

群馬県邑楽郡大泉町坂田4丁目20番22号
TEL 0276-63-6011 FAX 0276-63-6056
E-mail morikaikai@mva.biglobe.ne.jp
URL <http://www.morikaikai.jp/>